

函館市新エネルギー・システム等導入補助事業～申請の手引き～

1 補助事業（新エネルギー・システム）の目的

新エネルギー・システム（太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池（以下「エネファーム」という。）・ガスエンジンコーチェネレーションシステム（以下「コレモ」という。））を導入する市内の個人もしくは中小企業・小規模事業者等に対し、補助金を交付することにより、災害時の電力供給や環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮したクリーンエネルギー活用に関する市民意識の醸成を目的とする。

2 募集期間

当該年度の4月1日（土日にあたる場合は、翌開庁日）から翌年の2月28日（土日にあたる場合は、翌開庁日）までとする。

※ 先着順に受付し、申請額が予算に達した段階で募集を終了します。

3 補助対象者

この補助制度の対象となる方は下記の(1)または(2)に該当する方とし、いずれも本市に課税された市税のうち、納期限が過ぎた市税に未納の額がなく、暴力団および暴力団員でないものとする。

(1) 次のアからウに該当する個人

（申請者本人が単身赴任などの特別な理由により補助対象設備を設置する住宅に居住できない場合でも、申請者と生計を同一にする家族が当該住宅に居住するときは、以下の要件に該当したものと見なす。）

ア 申請者自身が所有し、居住している住宅またはその敷地内（市内に存するものに限る。次号および第3号において同じ。）に補助対象設備を設置する者

イ 申請者自身が居住するための住宅の建築または取得に併せ、当該住宅またはその敷地内に補助対象設備を設置する者

ウ 補助対象設備が予め設置されている住宅（敷地内に導入されている場合を含む。）を申請者自身が居住するために取得する者（補助対象設備が居住前に使用されている場合を除く。）

※ 実績報告書を提出する時点において、本人または生計を同一にする家族が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている市民である必要があります。

(2) 次のアまたはイに該当し、表1に掲載する事業を営む中小企業・小規模事業者

(表2に示す事業や社会常識上および倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こすなど）を行っていないものとする。)

ア 中小企業・小規模事業者等で所有権を有する市内の事業所に補助対象設備を設置するもの。

イ 中小企業・小規模事業者等で自ら使用して事業活動を行う前号の事業所の建築に併せ、補助対象設備を設置するもの。

(表1) 補助対象となる中小企業・小規模事業者の業種分類

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人事業主
②卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人事業主
③サービス業 (旅館業を除く)	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人事業主
④小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人事業主
⑤旅館業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が200人以下の会社および個人事業主
⑥社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

(表2) 補助対象とならない事業

業種等	左記の業種等のうち、補助対象とならない事業
不動産業	投機的取引を行っている土地ブローカーなど
興信所	専ら個人の身元調査等を行う探偵業など
娯楽業	風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業など
旅館業	モーテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
その他	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務、集金業、取立業、学校法人

4 補助対象設備・補助対象経費・補助金額

補助対象設備は、導入前において使用に供されていないものとし、リースによる導入は対象外。

補助対象設備・補助対象経費は、表3のとおり。

補助金の額補助対象経費に、表3の区分に応じ、同表の補助率を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その額が同表の補助上限額を超える場合は、補助上限額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(表3)

補助対象設備	補助対象経費	補助率	補助上限額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、電力変換装置（パワーコンディショナー等）および附属機器（接続箱、直流側開閉器および交流側開閉器をいう。）ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。		
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。		
家庭用燃料電池（エネファーム）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	補助対象 経費の 1/2	補助対象 設備ごと に 5万円
ガスエンジンコージェネレーションシステム（コレモ）	ガスエンジン発電ユニット、リモコン、配管ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。		

5 補助金の申請

「補助金交付申請書」に以下の必要書類を添えて、函館市環境部環境政策課に提出すること（工事業者などの手続代行者による提出も可能）。

なお、補助金の申請は、同一の申請者かつ同一の補助対象設備につき1回限りとする。

工事着手予定日の2週間以上前には申請すること。

※ 補助金の交付決定が行われるまでは、補助対象設備の設置工事の着手や建壳における建物の引渡しを受けることはできません。

※ 国や北海道等が実施する他の補助金との併用はできません。

ただし、新築に設置する太陽光発電設備と蓄電池システムについては、子育てグリーン住宅支援事業との併用が可能です。

【必要書類】

- (1) 申請者の氏名および住所が明記されている工事請負契約書、または売買契約書の写し
- (2) 申請者の氏名および経費の内訳が明記されている見積書の写し（工事請

- 負契約書または売買契約書に経費の内訳が明記されている場合は不要)
- (3) 撮影年月日が明記されている工事着手前の現況写真（定置用リチウムイオン蓄電池のみを申請する場合においては、太陽光発電システム、エネファームまたはコレモのうち、いずれかが設置されていることがわかる写真を併せて提出すること）
 - (4) 導入する場所の地図
 - (5) 導入する補助対象設備のパンフレット等、性能が確認できるもの
 - (6) 登記簿謄本など導入か所が自己で所有する土地または建物であることを示す書類（新築工事の場合は不要）
（建物に設置する場合は建物、庭等敷地内に設置する場合は土地の登記簿謄本）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
（中小企業の場合、従業員数がわかるもの等）

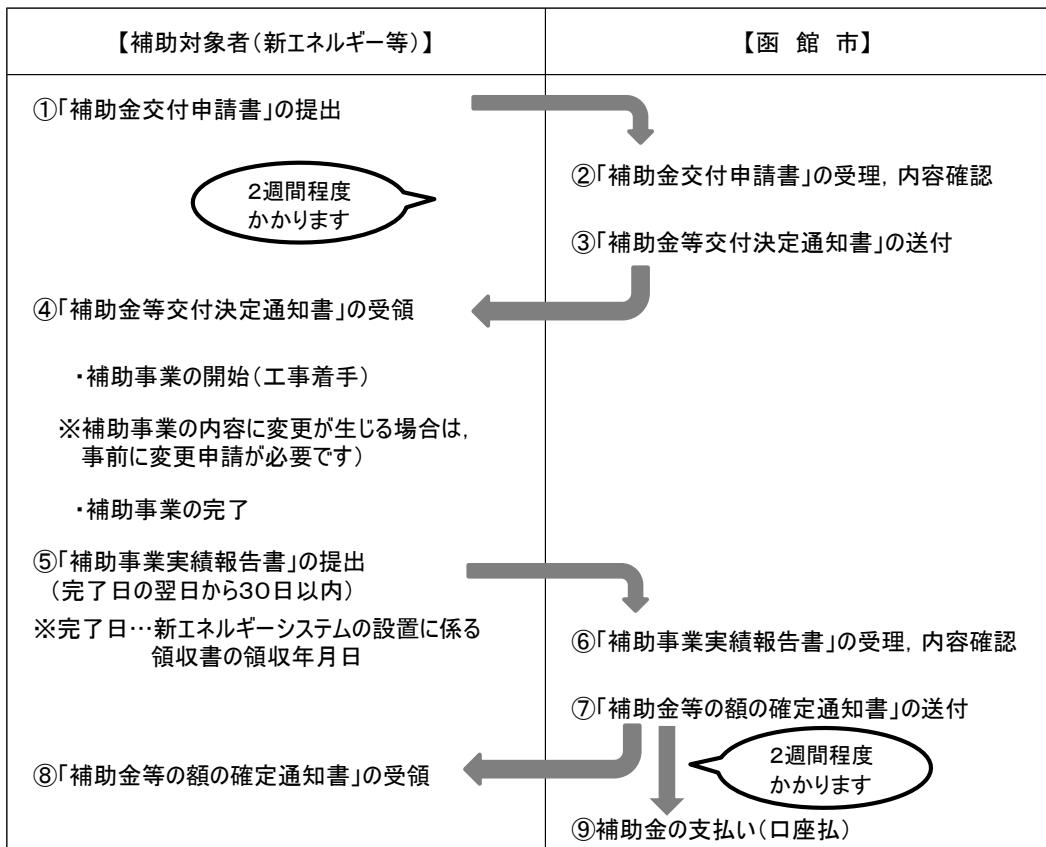
6 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了の日（工事代金の領収日）の翌日を1日目として30日以内に「補助事業実績報告書」と以下の必要書類を併せて提出すること。

【必要書類】

- (1) 補助対象設備の導入に係る領収書の写し、または代金が支払われたことの確認ができる書類の写し
- (2) 補助対象設備の設置状態を示す写真
- (3) 補助事業者が個人の場合においては世帯全員の住民票の写し（発行日から30日以内のもの、コピー可）、補助事業者が中小企業・小規模事業者等の場合においては、補助対象設備を導入した建物が自己の所有する建物であることを示す書類（発行日から30日以内のもの）
※ 単身赴任の場合、申請者および申請した住宅に住んでいる家族の住民票が必要です。
- (4) 補助事業者に市税の滞納がないことの証明書（発行日から14日以内のもの）
- (5) 第4条第1項第1号の太陽光発電システムにあっては、太陽電池モジュールの製造番号、出力特性を示す書類の写し
- (6) 補助金の振込先を確認できる書類
（指定の様式、通帳の写しやインターネットでの表示画面等）
- (7) その他市長が必要と認める書類
※ 「補助事業の完了の日（事業完了日）」は、新エネルギー・システムの設置費に係る領収書の領収年月日とします。

7 補助金申請から交付までの流れ（フロー）



○ 問い合わせ先

〒040-0034 函館市大森町21番12号シャトーム大森1階

函館市環境部環境政策課（電話 0138-85-8197）

Mail kankyo-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp